

子ども家庭政策の現状と課題

令和4年4月25日（月）

厚生労働省大臣官房審議官
（子ども家庭・少子化対策担当）

川又 竹男

CONTENTS

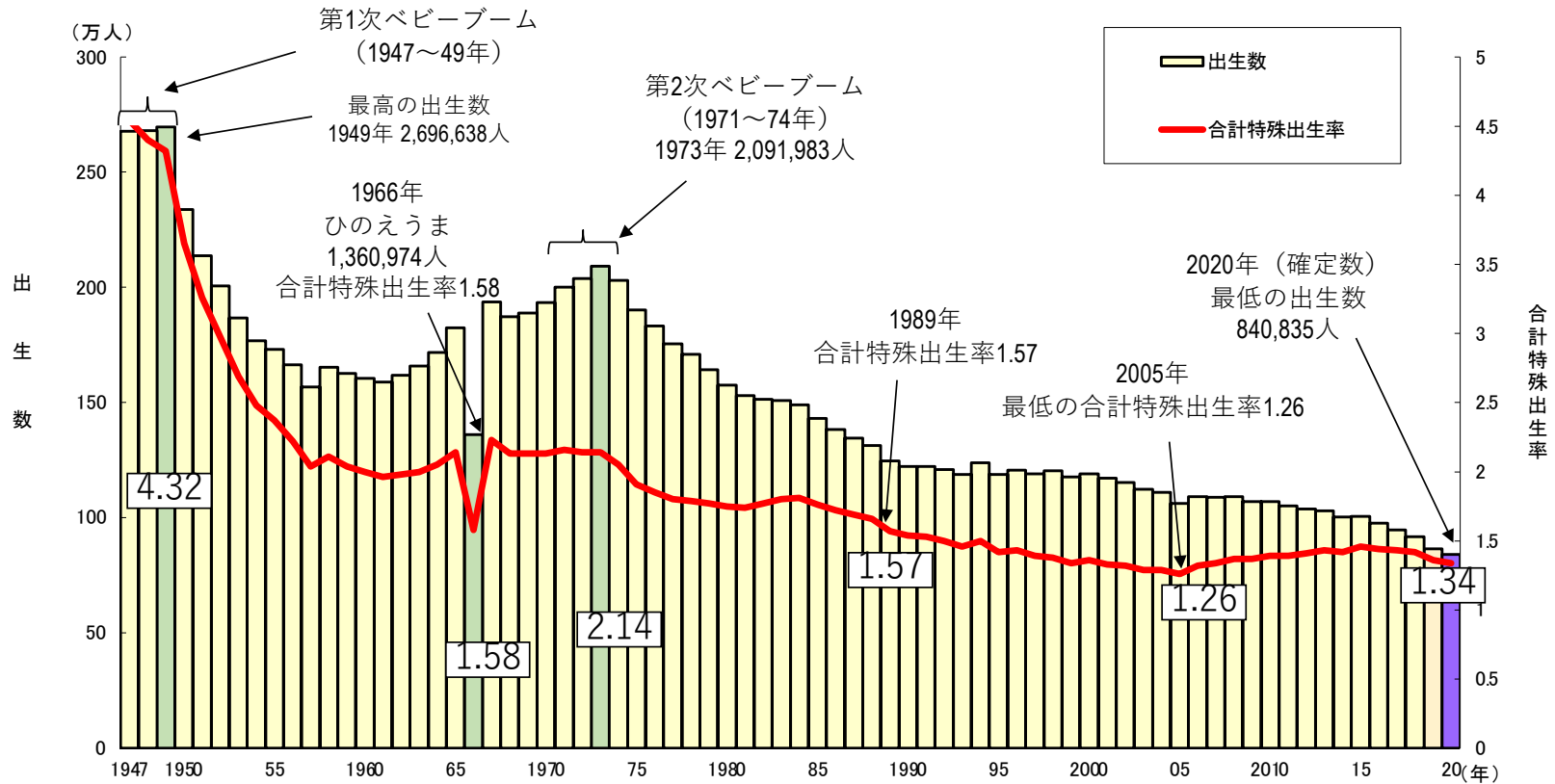
1. 回復しない少子化傾向
2. こども家庭庁創設のねらい
3. 児童福祉法改正案の目指すもの
4. 保育所待機児童問題の行方
5. 不妊治療の保険適用（トピックス）
6. その他

1. 回復しない少子化傾向

- ・ 現状と要因
- ・ 対策

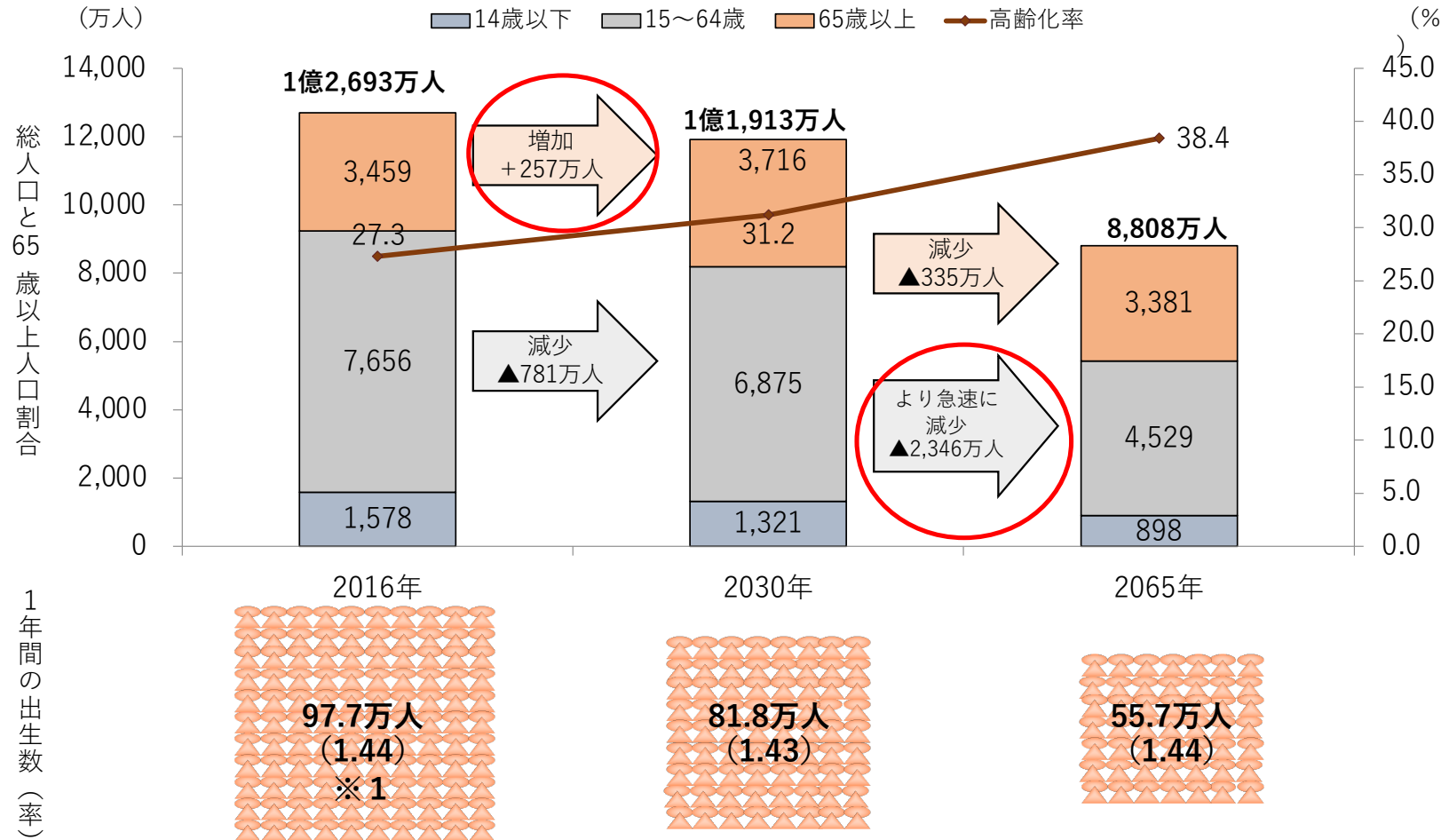
出生数、合計特殊出生率の推移

- 2020年の出生数(確定数)は84万0,835人で、前年比24,404人減少。
- 合計特殊出生率(2020年)は1.34で前年比0.02ポイント低下。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

今後の人口構造の急速な変化

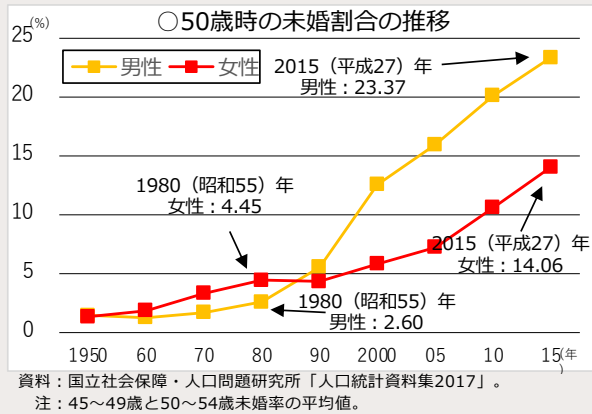


(出所) 総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)：出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)
厚生労働省「人口動態統計」

※1 出典：2016(平成28)年人口動態統計

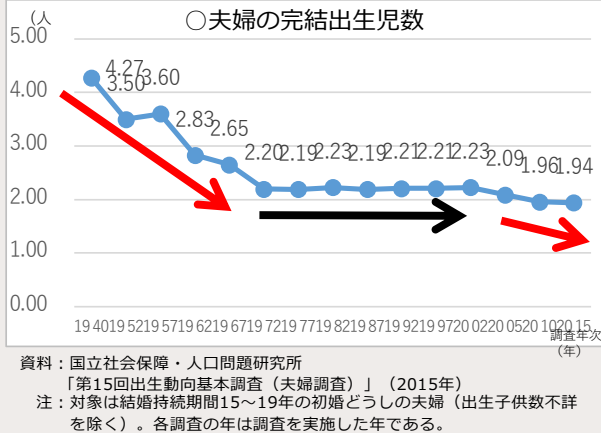
少子化の要因

- 年間の出生数:840,835人 (2020年・確定数)、合計特殊出生率:1.34 (2020年)。
- 出生率低下の主要因は、未婚化・晩婚化と有配偶出生率の低下。特に未婚化・晩婚化の影響が大きい。
⇒希望の実現を阻む隘路を打破することが必要。



- 若い世代の約9割が結婚に対する希望を持っているが、
- ・ 適当な相手にめぐり合わない…男性:45.3%, 女性:51.2%
 - ・ 自由さや気楽さを失いたくない…男性:28.5%, 女性:31.2%
 - ・ まだ必要性を感じない…男性:29.5%, 女性:23.2%
 - ・ 資金が足りない…男性:29.1%, 女性:17.8%
- などの理由で、結婚の希望がかなえられていない。

出典：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（独身者調査）」
注：対象は25～34歳の未婚者。未婚者のうち何%の人が各項目を独自にとどまっている理由（3つまで選択可）としてあげているかを示す。



- 未婚者・既婚者ともに平均して2人程度の子供を持ちたいという希望を持っているが、
- ・ 子育てや教育にお金がかかりすぎるから…56.3%
 - ・ 高年齢で生むのは嫌だから…39.8%
 - ・ 欲しいけれどもできないから…23.5%
 - ・ これ以上、育児の負担に耐えられないから…17.6%
 - ・ 健康上の理由から…16.4%
 - ・ 自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから…15.2%
- などの理由で、子供の数に関する希望がかなえられていない。

出典：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」
注：対象は予定子ども数が理想子ども数を下回る初婚どうしの夫婦。
予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦の割合は30.3%。

「希望出生率1.8」について

○結婚や子供の数の希望

- ・結婚の希望
「いずれ結婚するつもり」と答える未婚者：約9割
- ・子供の数の希望
夫婦の予定子供数：2.01人 等

乖離

○結婚や子供の数の現状

- ・結婚
未婚率：男性30-34歳：47.1%、女性30-34歳：34.6%
- ・子供の数
夫婦の完結出生児数：1.96人

結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなえられる環境を整備する必要

➡ **「希望出生率1.8」の実現へ**

○若い世代における、こうした希望等が叶うとした場合に想定される出生率を「希望出生率」として、一定の仮定に基づく計算を行えば、概ね1.8程度となる。

$$\begin{aligned}
 \text{希望出生率} &= (\text{有配偶者割合} \times \text{夫婦の予定子ども数} \\
 &+ \text{独身者割合} \times \text{独身者のうち結婚を希望する者の割合} \times \text{独身者の希望子ども数}) \\
 &\times \text{離死別等の影響} \\
 &= (32.0\% \times 2.01人 + 68.0\% \times 89.3\% \times 2.02人) \times 0.955 \\
 &= 1.79 \\
 &\approx 1.8 \text{ 程度}
 \end{aligned}$$

<基礎数値等>

- ・有配偶者割合：総務省統計局「国勢調査」（平成27年）における18～34歳の有配偶者の割合 32.0%（女性）
- ・独身者割合：1－有配偶者割合
- ・独身者のうち結婚を希望する者の割合：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（第15回、平成27年）における18～34歳の独身者のうち「いずれ結婚するつもり」と答えた者の割合 89.3%（女性）
- ・夫婦の予定子ども数：上記「出生動向基本調査」における夫婦の平均予定子ども数 2.01人
- ・独身者の希望子ども数：上記「出生動向基本調査」における18～34歳の独身者（「いずれ結婚するつもり」と答えた者）の平均希望子ども数 2.02人（女性）
- ・離死別等の影響：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」における出生中位の仮定に用いられた離死別等の影響 0.955

コロナ禍における婚姻件数・妊娠届出数・出生数の状況

- 新型コロナウイルス感染症が流行する中で、婚姻件数、妊娠届出数は減少傾向。
- 出生数についても、2020年12月頃から新型コロナウイルス感染症の影響が出始めている可能性。

<婚姻件数>

2020年の婚姻件数（確定数）は、52万5,507組（対前年比▲12.3%）

<妊娠届出数>

2020年1月から12月までの妊娠届出数の累計は、87万1,598件（対前年比▲4.9%）

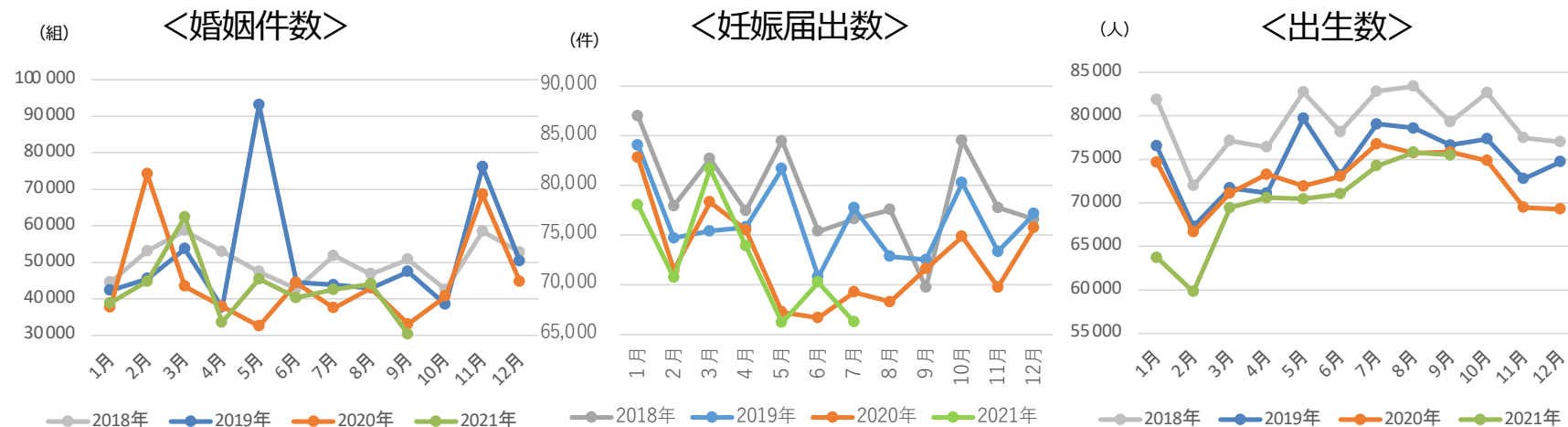
※2020年5月は対前年同月比▲17.7%、6月は同▲5.8%、7月は同▲10.9%

<出生数>

2020年の出生数（確定数）は、84万0,835人（対前年比▲2.8%）

2020年12月は対前年同月比▲7.3%、2021年1月は同▲14.6%、2月は同▲10.3%、3月は同▲2.4%

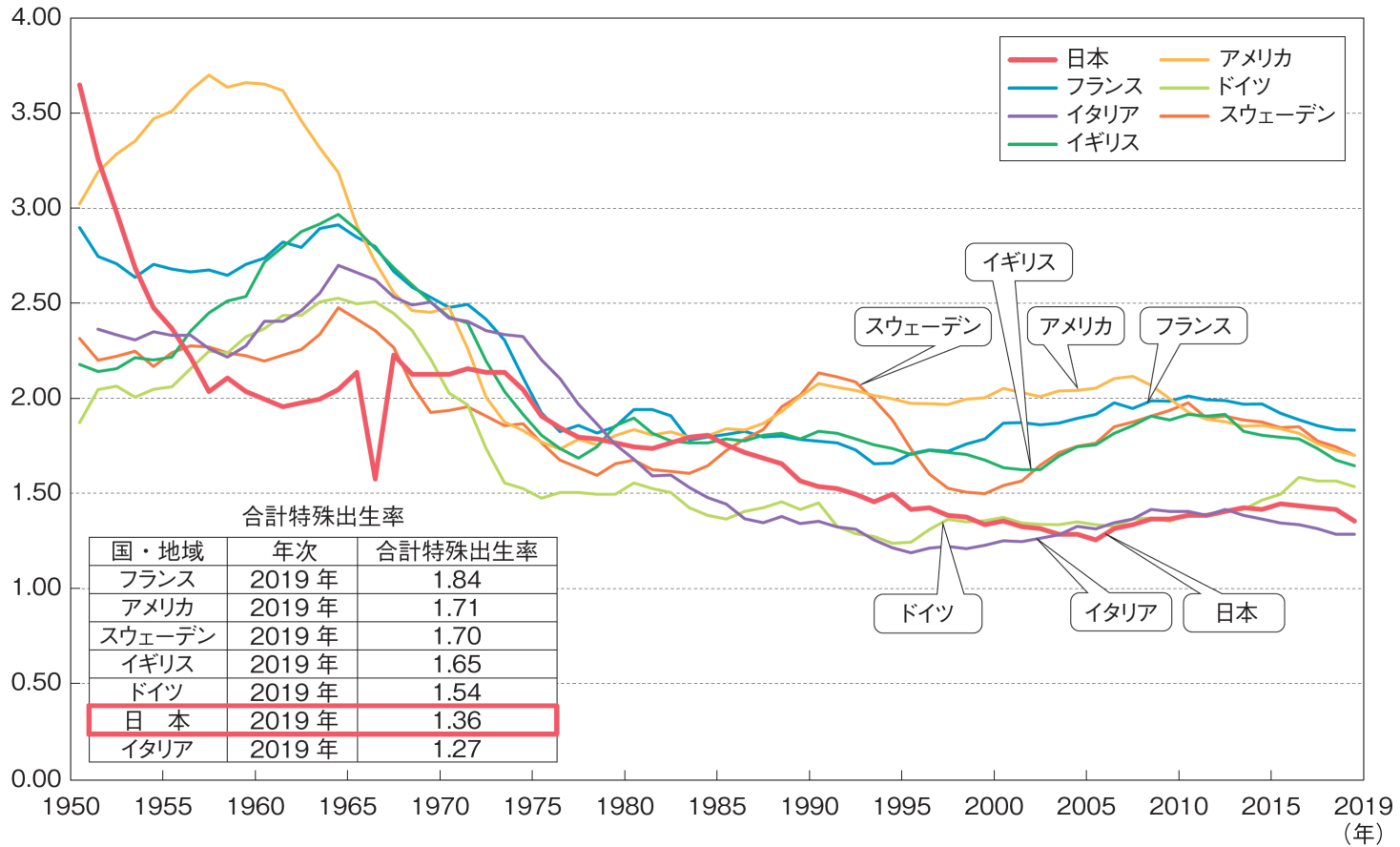
- 少子化の進行が深刻さを増す中、新型コロナウイルス感染症の影響が、結婚行動や妊娠活動に少なからず影響を及ぼした可能性。今後の推移を注視する必要。



➡ 新型コロナウイルス感染症が結婚・子育て世代に与える影響を注視し、不安に寄り添いながら、平常時・非常時を問わず、安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境整備に取り組む。

※出典：厚生労働省「人口動態統計速報」、厚生労働省「妊娠届出数の状況について」（2021年11月26日公表）を基に内閣府で作成

【参考】 諸外国の合計特殊出生率の動き（欧米）



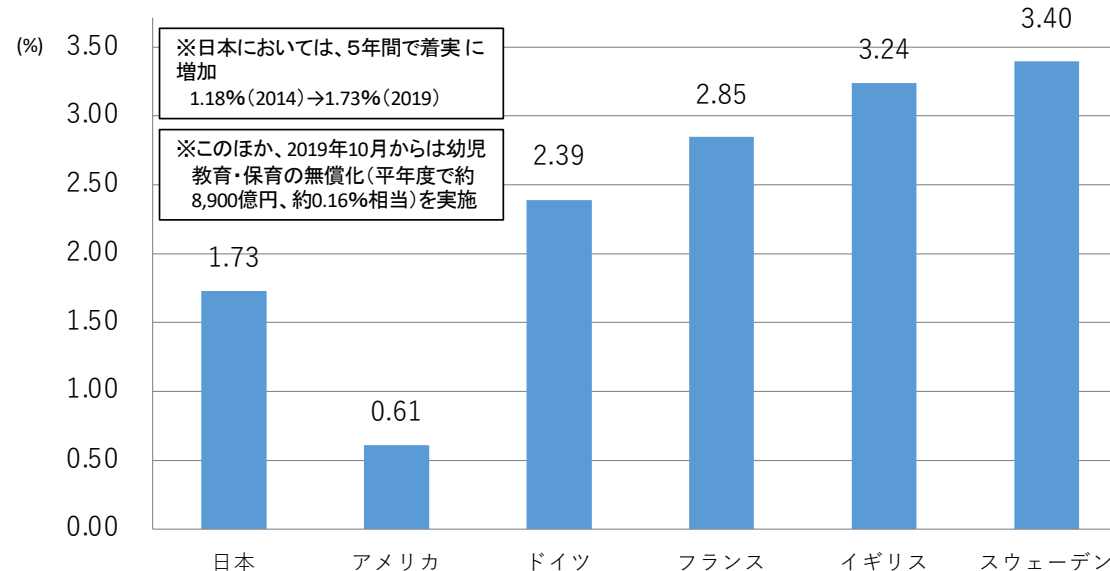
資料：諸外国の数値は1959年までUnited Nations “Demographic Yearbook” 等、1960～2018年はOECD Family Database、2019年は各国統計、日本の数値は厚生労働省「人口動態統計」を基に作成。

注：2019年のフランスの数値は暫定値となっている。

2020年は、フランス 1.83（暫定値）、アメリカ 1.64（暫定値）、スウェーデン 1.66、イギリス 1.60（暫定値）、イタリア 1.24（暫定値）となっている。

各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較

- 我が国の家族関係社会支出の対GDP比は、保育の受け皿拡大などにより、着実に増加してきたが、2019年度は1.73%となっている。
- 国によって、国民負担率などが異なることから、単純に比較することは適当ではないものの、出生率の回復を実現した欧州諸国と比べて低水準。
- 少子化の進展が国民共通の困難であることに鑑み、更に強力に少子化対策を推し進めるために必要な安定財源の確保について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進めていくことが必要。



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」(2019年度)

注1. 計上されている給付のうち、主なものは以下のとおり(国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」巻末参考資料より抜粋)。

- | | | | |
|------------|------------------------------|-------------|---------------------|
| ・児童手当 | 現金給付、地域子ども・子育て支援事業費 | ・雇用保険 | 育児休業給付、介護休業給付等 |
| ・社会福祉 | 特別児童扶養手当給付費、児童扶養手当給付費、保育対策費等 | ・生活保護 | 出産扶助、教育扶助 |
| ・協会健保、組合健保 | 出産手当金、出産手当附加金 | ・就学援助、就学前教育 | 初等中等教育等振興費、私立学校振興費等 |
| ・各種共済組合 | 出産手当金、育児休業手当金等 | | |

2. 日本は2019年度、アメリカ、フランスは2018年度、ドイツ、イギリス、スウェーデンは2017年度

3. 諸外国の社会支出は、2021年5月24日時点の値

(参考) 各国の国民負担率の対国民所得比は、日本(2021年度)44.3%、アメリカ(2018年)31.8%、ドイツ(2018年)54.9%、フランス(2018年)68.3%、イギリス(2018年)47.8%、スウェーデン(2018年)58.8%。(出典:財務省「国民負担率の国際比較」)

少子化社会対策大綱のポイント

- ◆ 新たな「少子化社会対策大綱」を、令和2年5月29日に閣議決定。
- ◆ 基本的な目標として「希望出生率1.8」の実現を掲げ、目標実現のための具体的な道筋を示す狙い。

背景

- 2019年の出生数は86万5,239人と過去最少（「86万ショック」）
- 少子化の進行は、人口の減少と高齢化を通じて社会経済に多大な影響を及ぼす、国民共通の困難
- 少子化の背景にある、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路の打破に強力に取り組む必要

主な施策

- 「希望出生率1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策を大胆に進める

【結婚しない理由】 男女とも「適当な相手にめぐり会わない」が最多
 【理想の子供数を持たない理由(理想1人)】 欲しいけれどもできないから (74.0%)
 【夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合】 家事・育児時間なし：10.0% 6時間以上：87.1%
 【理想の子供数を持たない理由(理想3人)】 子育てや教育にお金がかかりすぎるから (69.8%)
 高齢で生むのはいやだから (39.0%)

結婚支援

地方公共団体が
 行う総合的な結
 婚支援の一層の
 取組を支援

結婚に伴う新生
 活のスタート
 アップに係る経
 済的負担を軽減

妊娠・出産への支援

＜不妊治療＞
 不妊治療の費用助成を行
 うとともに、適応症と効
 果が明らかな治療には広
 く医療保険の適用を検討
 し、支援を拡充

＜切れ目のない支援＞
 産後ケア事業の充実等

仕事と子育ての両立

＜男性の家事・育児参画促進＞
 男性の育休取得30%目標に
 向けた総合的な取組の推進

＜育児休業給付＞
 上記取組の推進状況を踏まえ、
 中長期的な観点から、その充
 実を含め、効果的な制度の在
 り方を総合的に検討

＜待機児童解消＞
 保育の受け皿確保

地域・社会による 子育て支援

保護者の就業の有無等にか
 かかわらず多様なニーズに応
 じて、全ての子育て家庭が、
 それぞれが必要とする支援
 にアクセスでき、安全かつ
 安心して子供を育てられる
 環境を整備

経済的支援

＜児童手当＞
 財源確保の具体的な方策と併せて、
 子供の数や所得水準に応じた効果
 的な給付の在り方を検討

＜高等教育の修学支援＞
 多子世帯に更に配慮した制度の
 充実を検討

＜幼児教育・保育の無償化＞
 2019年10月からの無償化を着実
 に実施

- 更に強力に少子化対策を推し進めるために必要な安定財源の確保について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進める

新型コロナウイルス

- 新型コロナウイルスの流行は、安心して子供を生き育てられる環境整備の重要性を改めて浮き彫りにした
- 非常時の対応にも留意しながら、事態の収束後に見込まれる社会経済や国民生活の変容も見通しつつ、総合的な少子化対策を進める

2. こども家庭庁創設のねらい

- ・“こどもまんなか社会”の実現

こども家庭庁の創設について

(こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について(令和3年12月21日閣議決定))

こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こどもまんなか社会の実現に向けて、常にこどもの視点に立って、こども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が必要。
- ◆ こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設。
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実。こども家庭庁と文部科学省が密接に連携。

強い司令塔機能

- ◆ 総理直属の機関として、内閣府の外局とし、一元的に企画・立案・総合調整(内閣補助事務)。
- ◆ 各省大臣に対する勧告権等を有する大臣を必置化。
- ◆ 総理を長とする閣僚会議を一体的に運営。大綱を一体的に作成・推進。

法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの福祉・保健等を目的とするものは移管。
〔内閣府の子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務や子ども・子育て本部が所掌する事務、文部科学省の災害共済給付に関する事務、厚生労働省の子ども家庭局が所掌する事務や障害児支援に関する事務などを移管。〕
- ◆ こどもの福祉・保健等とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管。
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整。

新規の政策課題や隙間事案への対応

- ◆ 各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組む。

体制と主な事務

企画立案・総合調整部門

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善

成育部門

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等
- 就学前の全てのこどもの育ちの保障
(幼稚園教育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定(共同告示) など)
- 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全

支援部門

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

施行期日

- ◆ 令和5年4月1日

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針のポイント (こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について(令和3年12月21日閣議決定))

- 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて(「こどもまんなか社会」)、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し。
- そのための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設。

今後のこども政策の基本理念

こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案

- ◆ こどもは保護者や社会の支えを受けながら自己を確立していく主体と認識し、保護すべきところは保護しつつ、**こどもの意見を年齢や発達段階に応じて政策に反映。若者の社会参画の促進。**
- ◆ 家庭が基盤。親の成長を支援することがこどものより良い成長につながる。**子育て当事者の意見を政策に反映。**

全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上

- ◆ 妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の**一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、療育、福祉、教育**を提供。
- ◆ 安全で安心して過ごせる多くの**居場所を持ちながら、様々な学びや体験ができ、幸せな状態(Well-being)で成長**できるよう、家庭、学校、職域、地域等が一体的に取り組む。

誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援

- ◆ 全てのこどもが、施策対象として**取り残されることなく**、当事者として持続可能な社会の実現に参画できるよう支援。
- ◆ こども本人の福祉というだけにとどまらない我が国社会の持続可能性にも資するとの認識。

こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援

- ◆ こどもの困難は、こどもの要因、家庭の要因、家庭内の関係性の要因、環境の要因等、様々な要因が複合的に重なり合って表出。**問題行動はこどもからのSOS。保護者自身にも支援が必要。**
- ◆ 教育、福祉、保健、医療、雇用などに関係する**機関や団体が密接にネットワークを形成し支援。18歳など特定の年齢で一律に区切ることなく、こどもや若者が円滑に社会生活を送ることができるようになるまで伴走。**

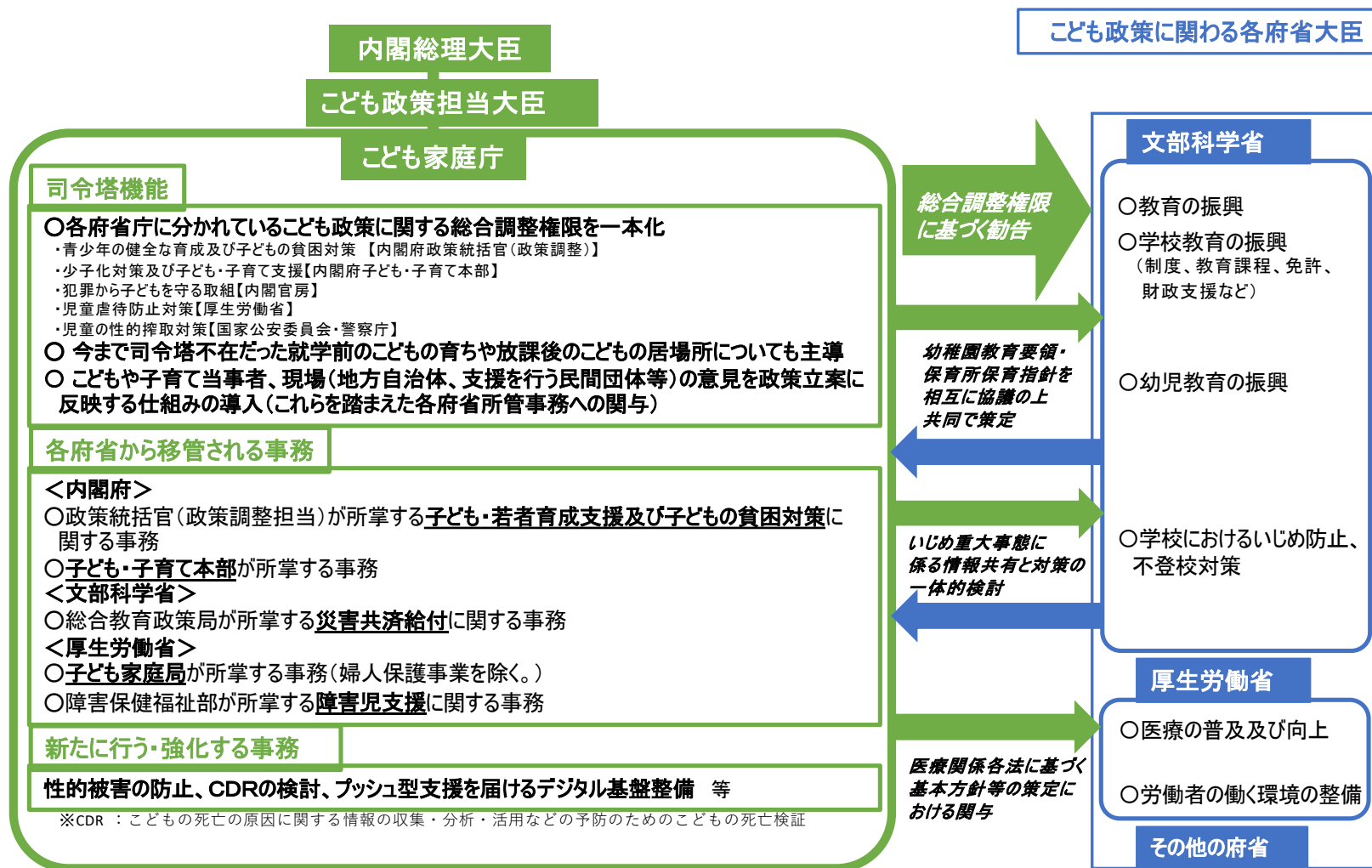
待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換

- ◆ 地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携して、**こどもにとって適切な場所に向いてオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援(訪問支援)の充実。**
- ◆ SNSを活用した**プッシュ型の情報発信の充実。**

データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル(評価・改善)

- ◆ 様々な**データや統計を活用**するとともに、**こどもからの意見聴取などの定性的な事実も活用し**、個人情報を取り扱う場合にあってはこども本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、エビデンスに基づき多面的に政策を立案し、評価し、改善。

子ども家庭庁の組織・事務・権限について(イメージ)



3. 児童福祉法改正案の目指すもの

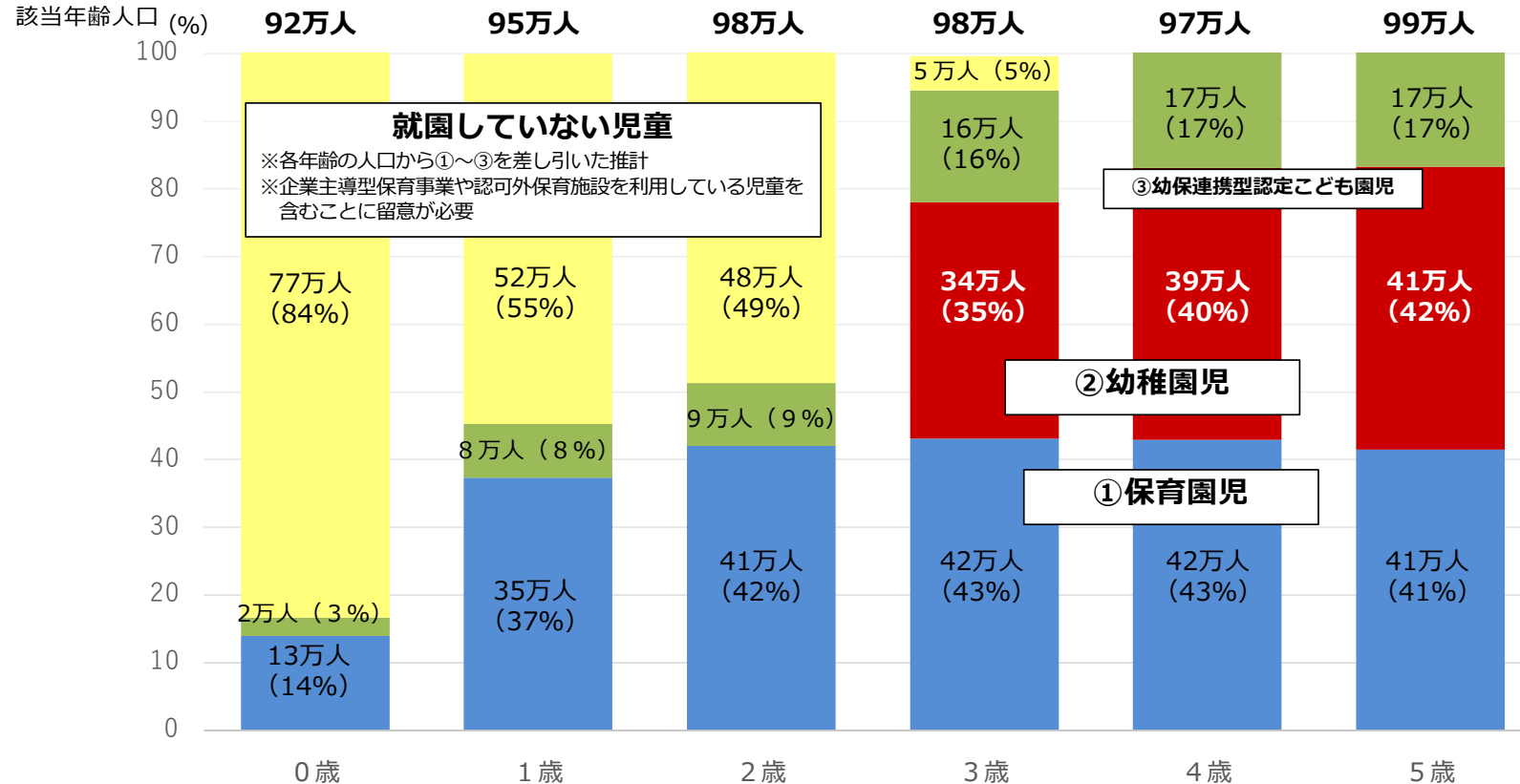
- ・改正のねらいと背景
- ・改正の具体的内容

児童福祉法改正案のねらい

- 家庭養育の支援を強化：虐待の未然防止
（相談支援・アウトリーチ型・プッシュ型）
- 増加する児童虐待への対応力の向上
- 子どもの意見表明と子どもの権利擁護
- 子ども家庭福祉分野で働く人材の資質向上
- 地域における障害児支援の充実

保育園・幼稚園等の年齢別利用者数及び割合（令和元年度）

○ 未就園児（保育園や認定こども園、幼稚園に就園していない児童）の大半は0～2歳児となっている。

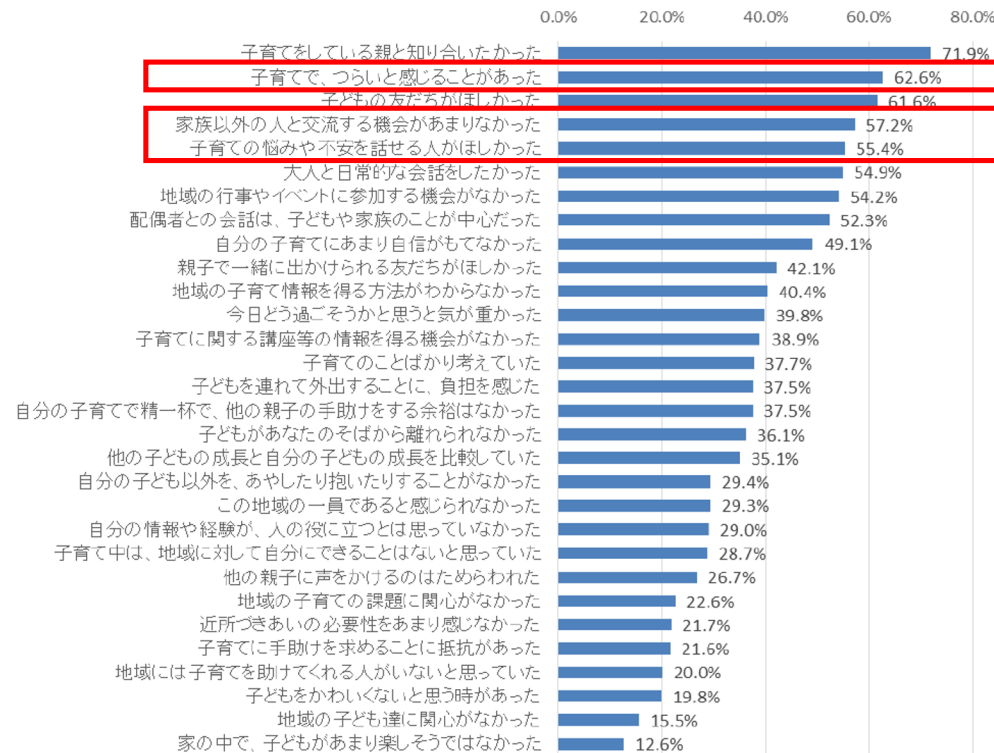


※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和元年10月1日現在）より。なお、各年齢の数は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数を合計し、2で除して算出したもの。
 ※幼保連携型認定こども園の数は令和元年度「認定こども園に関する状況調査」（平成31年4月1日現在）より。
 ※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数は令和元年度「学校基本調査」（確定値、令和元年5月1日現在）より。
 ※保育園の数は令和元年度の「待機児童数調査」（平成31年4月1日現在）より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数について、「待機児童数調査」の4歳以上の数を「社会福祉施設等調査」（平成30年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。
 ※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。
 ※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

子育て家庭の置かれている子育ての状況

- **地域子育て支援拠点**を利用している母親に対し、**拠点を利用する前の自身の子育ての状況**をたずねたところ、「子育てで、つらいと感じることがあった」（62.6%）、「家族以外の人と交流する機会があまりなかった」（57.2%）、「子育ての悩みや不安を話せる人がほしかった」（55.4%）、など、**子育ての不安や悩みを相談・共有するニーズ**がある。

拠点を利用する前の自身の子育ての状況



※NPO法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書」（2017年）

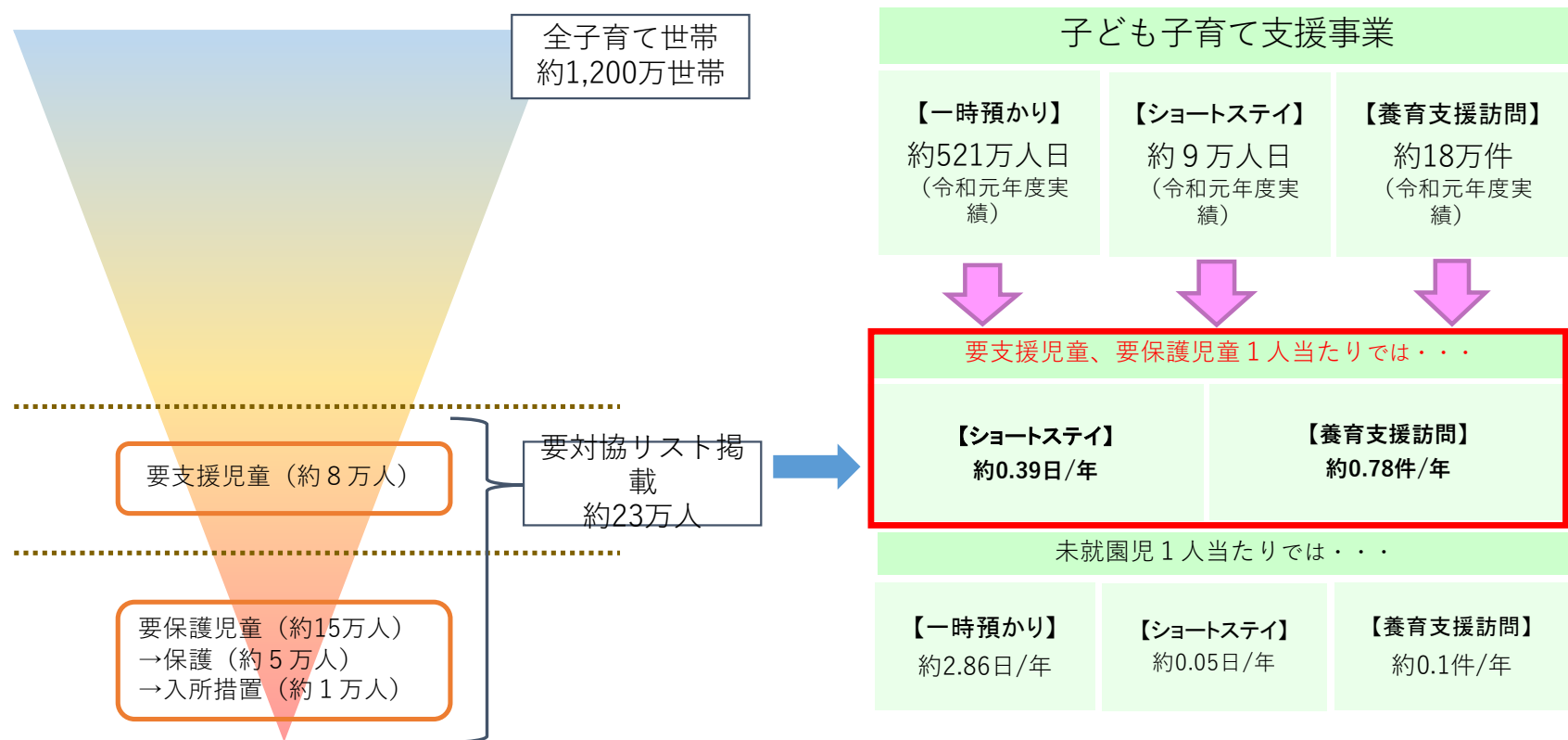
（全国の地域子育て支援拠点事業を運営する団体（計240団体）の利用者について、各団体において任意の開所曜日・時間に1拠点あたり10人程度に無作為配布するよう依頼し回答を得たもの（有効回答数1136人））

子育て支援の利用状況

○ 支援の供給量としては、令和元年度実績を見ると、一時預かり事業については約521万人日、子育て短期支援事業のショートステイにあっては約9万人日、養育支援訪問事業は約18万件となっている。

→ **要支援児童・要保護児童1人当たりでは、ショートステイは約0.39日/年、養育支援訪問事業は約0.78件/年の利用にとどまっている。**

※ 未就園児（182万人）1人当たりでは、一時預かり事業は約2.86日/年、ショートステイは約0.05日/年、養育支援訪問は約0.1件/年



ストレスを抱える養育者と体罰の関係

- 養育者の多くが、様々なストレスを感じつつ子育てと向き合っている。
- 日常生活において「**しっかりしつけるようにという周囲からのプレッシャーを感じる**」「**子育てに関する情報が不足している**」などの**ストレスを抱えている養育者は体罰の行使頻度が高い傾向**がある。

- 養育者の多くが様々なストレスを感じつつ子育てと向き合っている。
 - ・ 子どもの言動に対してイライラする : 48.6% (「日常的にあった」+「時々あった」の合計)
 - ・ 子育てについて、自信が持てないことがある : 47.0% (同)
 - ・ 経済的な不安を感じる : 50.8% (同) など

<日常生活において、どのような気持ちを感じているか>

	日常的にあった	時々あった	1~2回あった	全くなかった
子どもの言動に対してイライラする	11.9	36.7	25.9	25.5
子育てについて、自信が持てないことがある	12.9	34.1	22.1	30.9
孤独を感じる	7.6	20.2	18.0	54.2
パートナーや他の家族(子ども以外)との関係でストレスを感じる	15.1	31.0	21.9	32.0
育児、家事、仕事の両立が難しいと感じる	13.1	31.6	21.0	34.3
子育てのための時間や人手が足りない	9.8	26.4	22.1	41.8
しっかりしつけるようにという周囲からのプレッシャーを感じる	5.7	20.4	19.0	54.9
子育てに関する情報が不足している	4.9	23.2	23.9	48.0
子育てに関する情報が多すぎる	7.1	25.7	19.8	47.4
経済的な不安を感じる	22.3	28.5	19.1	30.2

- こうしたストレスと体罰行使の関連をみたところ、いずれの気持ちについても、頻繁に感じている群ほど、体罰行使の頻度が高い傾向が見られる。
- 養育者全体における過去6ヶ月の体罰の頻繁な行使が14.8%であるのに対し、いずれの項目もより割合が高い。特に影響が大きかったのは、「しっかりしつけるようにという周囲からのプレッシャーを感じる」、「子育てに関する情報が不足している」などである。

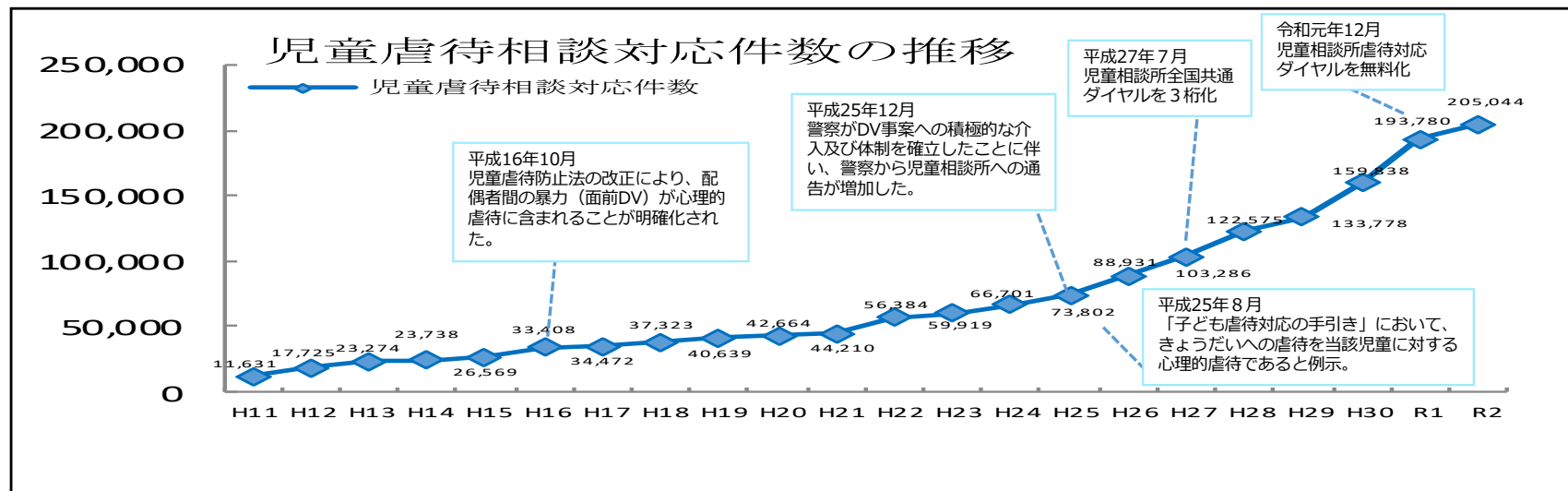
○それぞれの気持ちを“日常的に”感じていた群の体罰の頻繁な行使の割合

	養育者における割合	過去6ヶ月の体罰の頻繁な行使(日常的に~時々あった)
子どもの言動に対してイライラする	11.9	31.2
子育てについて、自信が持てないことがある	12.9	26.6
孤独を感じる	7.6	32.6
パートナーや他の家族(子ども以外)との関係でストレスを感じる	15.1	23.4
育児、家事、仕事の両立が難しいと感じる	13.1	25.7
子育てのための時間や人手が足りない	9.8	30.1
しっかりしつけるようにという周囲からのプレッシャーを感じる	5.7	41.2
子育てに関する情報が不足している	4.9	39.7
子育てに関する情報が多すぎる	7.1	31.1
経済的な不安を感じる	22.3	18.1
(参考)養育者全体	100.0	14.8

※出典:令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「体罰等によらない子育ての推進に向けた実態把握に関する調査」事業報告書 21

児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

- 令和2年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、205,044件。平成11年度に比べて約18倍。
- 心理的虐待の割合が最も多く（59.2%）、次いで身体的虐待の割合が多い（24.4%）。
- 相談経路は、警察等（51%）、近隣知人（13%）、家族（7%）、学校等（7%）からの通告が多くなっている。



○ 虐待相談の内容別割合

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
令和2年度	50,035(24.4%) (+795)	31,430(15.3%) (-1,915)	2,245(1.1%) (+168)	121,334(59.2%) (+12,216)	205,044(100.0%) (+11,264)

○ 虐待相談の相談経路

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
2年度	14,093 (7%) (+933)	2,672 (1%) (+33)	27,641 (13%) (+2,356)	2,115 (1%) (+452)	8,265 (4%) (-625)	210 (0%) (±0)	233 (0%) (+1)	3,427 (2%) (-248)	2,979 (1%) (+108)	103,625 (51%) (+7,152)	14,676 (7%) (-152)	25,108 (12%) (+1,254)	205,044 (100%) (+11,264)

令和4年度における児童福祉司等の配置目標について

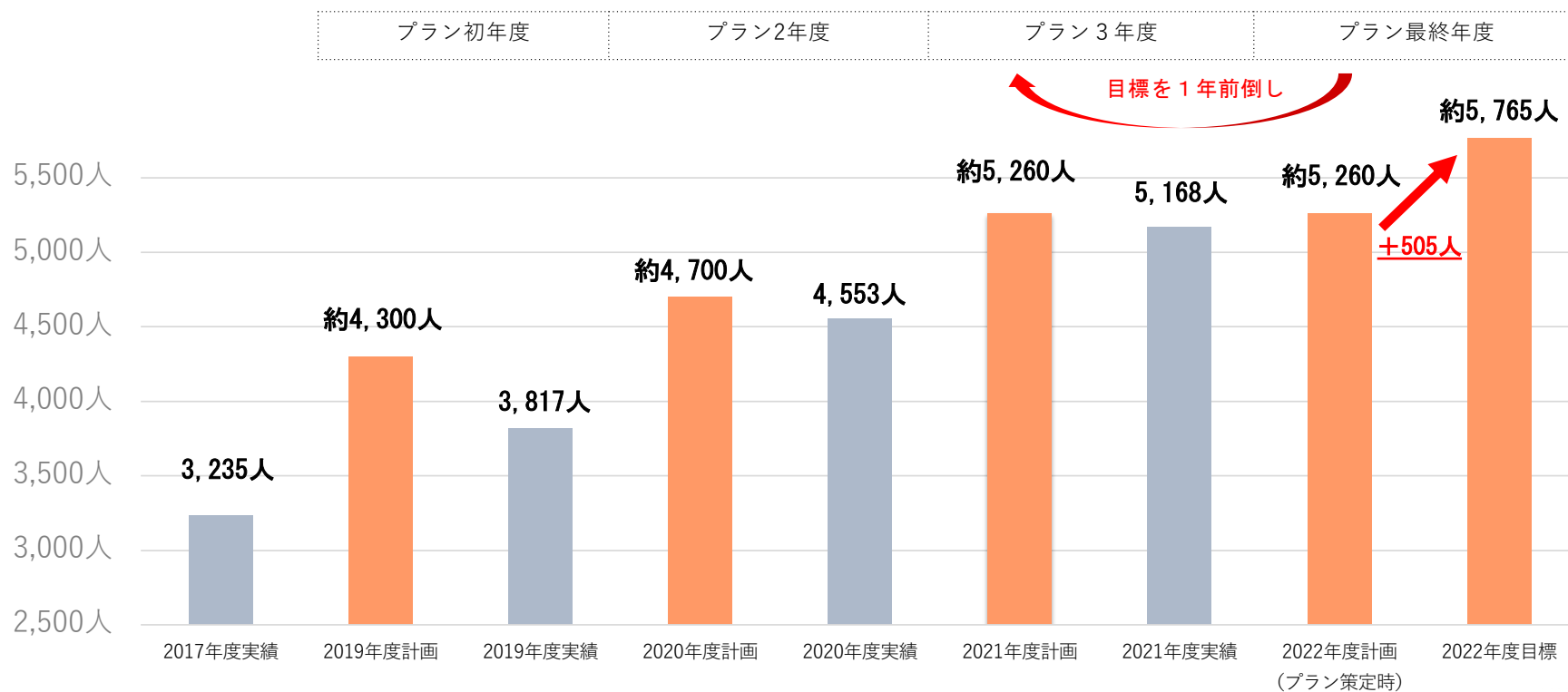
令和4年度の配置目標

➤ 児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加していること等に鑑みて、令和4年度の児童福祉司等の増員の目標は以下のとおりとする。

・新プランでは、4年間で2,020人程度増員することを目標としていたことから、同プランの計画期間である4年間で平均的に達成させる場合に必要となる505人の増員を目標とする。

※児童心理司についても、同様の考え方により198人の増員を目標とする。(約2,150人→約2,348人)

※これらの目標を踏まえ、必要な地方財政措置が講じられる予定。



児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）による相談機能の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。
※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

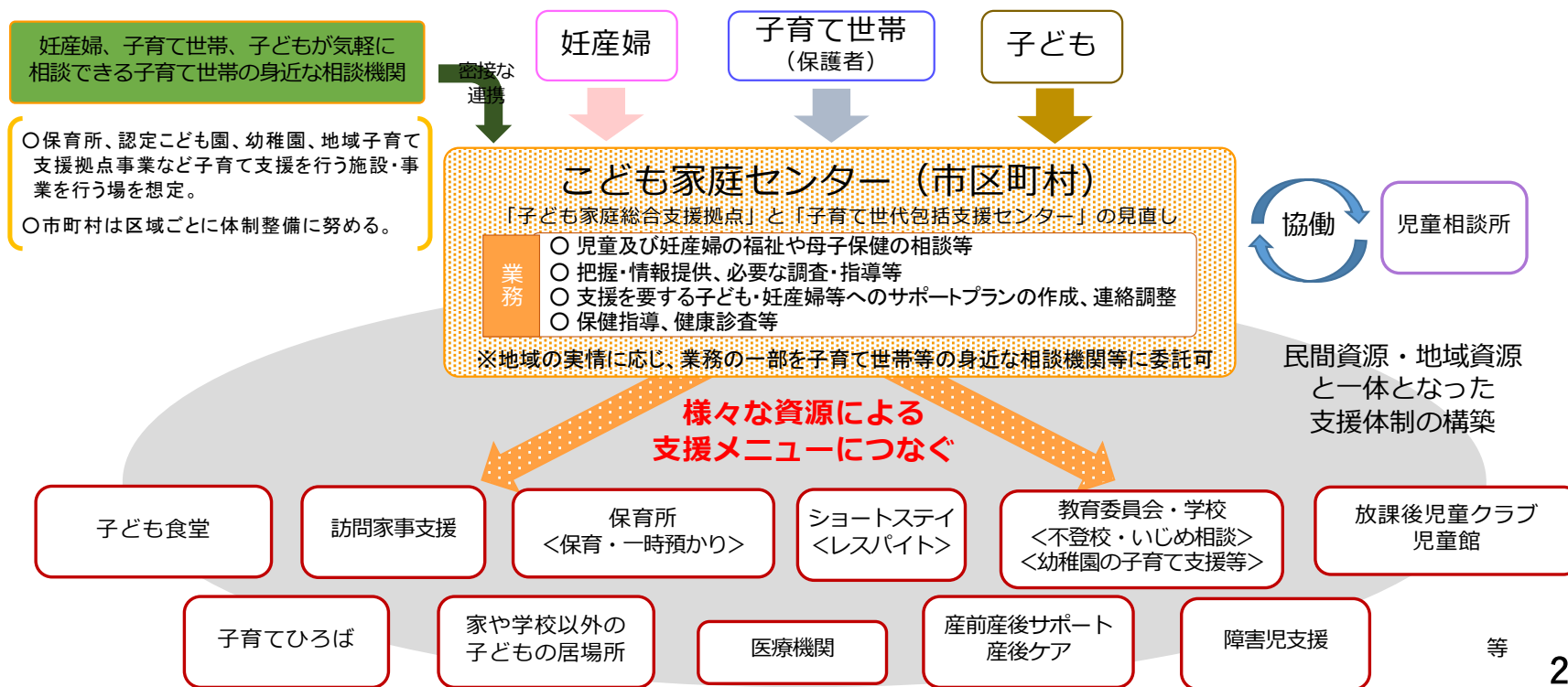
こども家庭センターの設置とサポートプランの作成（1. ①関係）

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



市区町村における子育て家庭への支援の充実（1. ②関係）

- 要支援・要保護児童（※1）は約23万人、特定妊婦（※2）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。
※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- 地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が利用勧奨・措置を実施する。

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えると同時に児童や保護者への相談等を行う
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等に応じた支援を行う。
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

子育て短期支援事業

- 保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

新設

拡充

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

都道府県等・児童相談所による支援の強化（２．関係）

- 児童相談所の業務負荷が著しく増大する中で、民間と協働し、支援の強化を図る必要がある。
- このため、民間に委託した場合の在宅指導措置の費用を施設等への措置の費用と同様に義務的経費にするとともに、
 - ① 措置解除等の際に親子の生活の再開等を図るため、親子再統合支援事業を制度に位置づける。
 - ② 家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、里親支援センターを児童福祉施設として位置づける。
- 妊婦に対する寄り添いや心理的ケア、出産支援、産後の生活支援など支援を必要とする妊婦に対する包括的な支援事業を制度に位置づける。

<親子再統合支援事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 親子の再統合（親子関係の再構築等）が必要と認められる児童とその保護者を対象
- 児童虐待の防止に資する情報の提供、相談、助言等を行う。
例）ピア・カウンセリング、心理カウンセリング、保護者支援プログラム 等

<里親支援センターの設置>

- 里親の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整、委託児童等の養育の計画作成といった里親支援事業や、里親や委託児童等に対する相談支援等を行う。
- 里親支援の費用を里親委託の費用と同様に義務的経費とする。

<妊産婦等生活援助事業（都道府県等の事業※都道府県、市、福祉事務所設置町村）>

- 家庭生活に支障が生じた特定妊婦等とその子ども（親に頼ることができない、出産に備える居宅がない等）を対象
- 住居に入居させ、又は事業所等に通所、訪問により、食事の提供などの日常生活の支援を行う。養育に関する相談・助言、関係機関との連絡調整（産後の母子生活支援施設等へのつなぎ等）、特別養子縁組の情報提供等を行う。

社会的養育経験者の自立支援（3. ①関係）

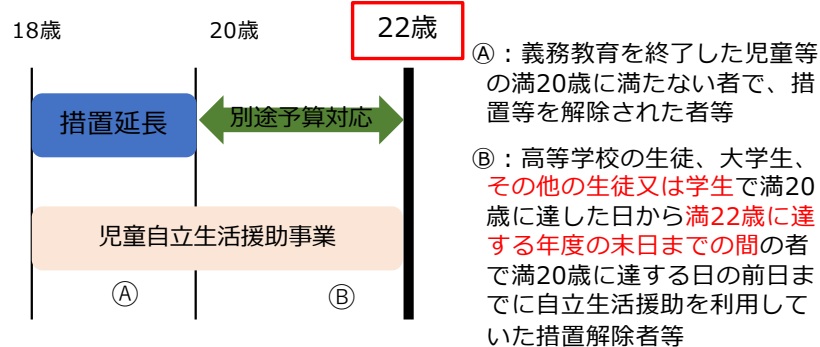
- 施設入所等の措置等を解除された者等（措置解除者等）の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことについて、都道府県が行わなければならない業務にするとともに、
 - ① 児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等を弾力化する、
 - ② 生活・就労・自立に関する相談等の機会や措置解除者等との相互相談等の場を提供する事業を制度に位置づける。
- ※ 措置解除者等：年間7,964人（平成30年度）

<児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等の弾力化>

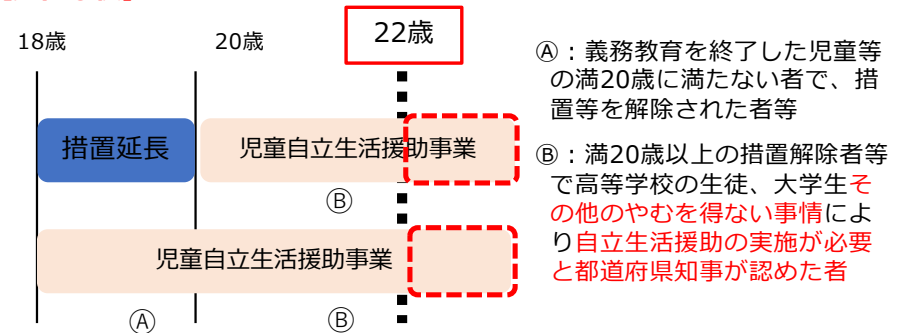
- 年齢要件について都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施を可能（※）にするとともに、教育機関に在学していなければならない等の要件を緩和する。

※ 満20歳以降も児童自立生活援助事業を活用して同じ施設等に入所し続けることを可能とする。

【現行】



【見直し後】



<社会的養護自立支援拠点事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 措置解除者等や自立支援を必要とする者（※）を対象
 - ※ 例えば、一時保護をされたが措置には至らなかった場合、施設に入所等しながら退所後を見据えた利用を行う場合、施設の退所等の後に利用する場合
- 相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う。

子どもの意見聴取等の仕組みの整備（４．関係）

- 都道府県等において、引き続き、子どもの権利擁護の取組みを推進するため、
 - ① 子どもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県等の業務として位置づけ、
 - ② 都道府県知事又は児童相談所長が行う措置等の決定時において、子どもの意見聴取等を行うこととし、
 - ③ 子どもの意見表明等を支援するための事業を制度に位置づけ、その体制整備に努めることとする。

<子どもの権利擁護に係る環境整備>

- 都道府県知事又は児童相談所長が行う意見聴取等や入所措置等の措置、児童福祉施設等における処遇について、**都道府県の児童福祉審議会等**（※）による調査審議・意見具申その他の方法により、**子どもの権利擁護に係る環境を整備することを、都道府県等の業務とする。**

※ 児童福祉法に基づき都道府県に設置され、子ども等の福祉に関する事項を調査審議し、また関係行政機関に意見具申することができる。

<児童相談所や児童福祉施設における意見聴取等>

- 都道府県知事又は児童相談所長が行う**在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等**（※）に意見聴取等を実施
 - ※ 措置等の解除、停止、変更、期間の更新の時点についても同様。一時保護など緊急で意見聴取等の時間がない場合は事後も許容。
- 子どもの最善の利益を考慮するとともに、**子どもの意見又は意向を勘案して措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の子どもの事情に応じ意見聴取その他の措置を講じなければならない。**

<意見表明等支援事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 児童相談所長等の意見聴取等の義務の対象となっている子ども等を対象
- 子どもの福祉に関し知識又は経験を有する者（**意見表明等支援員**）が、**意見聴取等により意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等を行う。**

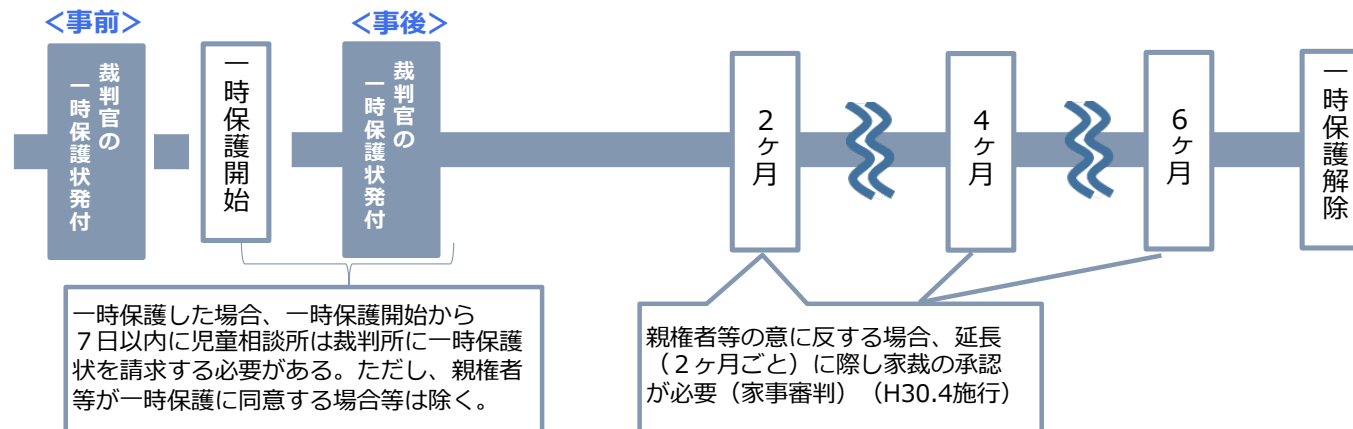
一時保護の開始時の司法審査等（5. 関係）

<一時保護開始時の適正手続の確保（司法審査）>

- 一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保のため、一時保護開始の判断に関する司法審査を導入する。
 - 裁判官が発付する一時保護状による方法（事前又は保護開始から7日以内に児童相談所は書面で請求）とする。
 - 対象として、親権者等が一時保護に同意した場合や請求までに一時保護を解除した場合等は除く。
 - 児童虐待のおそれがあるときなど、一時保護の要件を法令上明確化。その要件に該当するときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、裁判官は一時保護状を発付する。
 - 一時保護状発付の請求が却下された場合、一時保護を解除した際に子どもの生命及び心身に重大な危害が生じるおそれがあるときには、児童相談所からの不服申立手続を設ける（却下の翌日から3日以内にその取消を請求）

<一時保護所の設備・運営基準の策定等>

- ケアの困難度が高い子どもの入所という一時保護所の特性を踏まえ、新たに設備・運営基準を策定し、下記の内容を規定する。
 - ・ 平均入所率が100%を超えている一時保護所がある自治体は、定員超過解消のための計画を策定。その場合には、国が重点的に支援を実施し、施設整備等を進めることにより、一時保護所の環境改善を目指す。
 - ・ 一時保護所におけるケアの質を外部の視点でチェックし、必要な改善につなげるため、一時保護所が第三者評価を受けることとする。
- 児童相談所が措置を講じるに当たって、地方自治体、医療機関、医学に関する大学、児童福祉施設、子どもが在籍する学校など関係機関から、情報の提供や意見の開陳など必要な協力を求めることができることを明記する。



子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上（6. 関係）

- 子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、まずは、**一定の実務経験のある有資格者や現任者**について、国の基準を満たした認定機関が認定した**研修等を経て取得する認定資格**（※）を導入する。

※社会的養育専門委員会（審議会）の報告書では「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）」とされているが、名称は今後検討

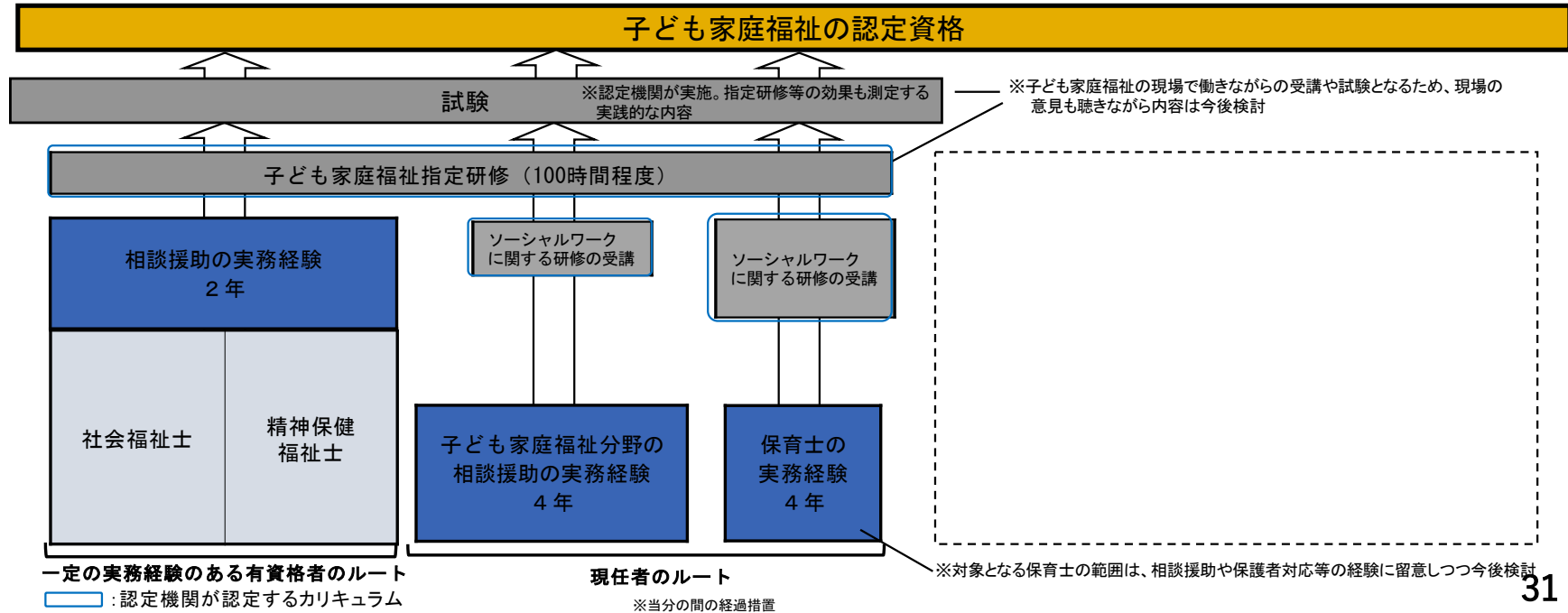
- この新たな認定資格は、児童福祉司の任用要件を満たすものとして**児童福祉法上位置づける**（※1）。また、現場への任用が進むよう、児童相談所のスーパーバイザーになりやすい仕組み（概ね5年→概ね3年の実務経験（※2））や施設等に配置するインセンティブを設定する。

※1：児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項についての的確な措置を実施するのに十分な知識等を有する者として規定し、認定機関の認定の枠組み等は下位法令等に規定。

※2：要件の短縮は、他のソーシャルワークの現場での経験があるなど、子ども家庭福祉の実践的な能力がある場合に限ることとする。

- 新たな認定資格の取得状況その他の施行の状況を勘案するとともに、下記（※）の環境を整備しつつ、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者に関して、その能力を發揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、認定資格の施行（R6.4）後2年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

※その者が実施すべき業務の内容、必要な専門的な知識・技術や教育課程の内容の明確化、養成するための必要な体制の確保、その者がその能力を發揮して働くことができる場における雇用の機会の確保



児童をわいせつ行為から守る環境整備（7. 関係） （性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）

改正事項		保育士（児童福祉法）（現行）	教員（教育職員免許法等）	保育士（児童福祉法）（見直し案）
① 欠格期間	禁錮以上の刑に処せられた場合	執行を終わった日等から起算して 2年	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり
	罰金の刑に処せられた場合	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して 2年	—	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して 3年
	登録取消・免許状失効等による場合	登録取消の日から起算して 2年	免許状失効等の日から 3年	登録取消の日から起算して 3年
② 登録取消等の事由	登録の取消・免許状失効等を行わなければならない場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・教職員が懲戒免職等の処分を受けた場合 （わいせつ行為を行った場合には、原則として懲戒免職とするよう求めている）	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合 ・わいせつ行為を行ったと認められる場合
	登録の取消・免許状失効等を行うことができる場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合	<取消事由> ・教員にふさわしくない非行の場合 ・故意による法令違反の場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合
③ わいせつ行為を行った者の再登録等の制限		欠格期間経過後は再登録の申請が可能	わいせつ行為を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる（※）	わいせつ行為を行ったことにより登録を取り消された者等については、その後の事情から再登録が適当である場合に限り、再登録することができる
④ わいせつ行為により登録取消・免許状失効した者の情報把握（データベースの整備）		—	わいせつ行為により免許状が失効等した者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った教員の情報を、教員を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する（※）	わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者等の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った保育士の情報を、保育士を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する

⑤ そのほか、わいせつ行為を行ったベビーシッターについては、児童福祉法に基づく事業停止命令等の情報について公表できること等を規定することにより、利用者への情報提供を図る。

注 わいせつ行為とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する「児童生徒性暴力等」を指す。

※ 法の規定に基づく対応

児童発達支援センターの役割・機能の強化（1. ③関係）

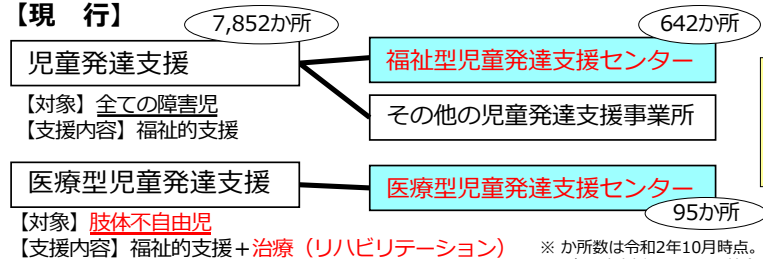
<制度の現状>

- 主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。
- 障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化したが、児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」（肢体不自由児を対象）に分かれ、障害種別による類型となっている。

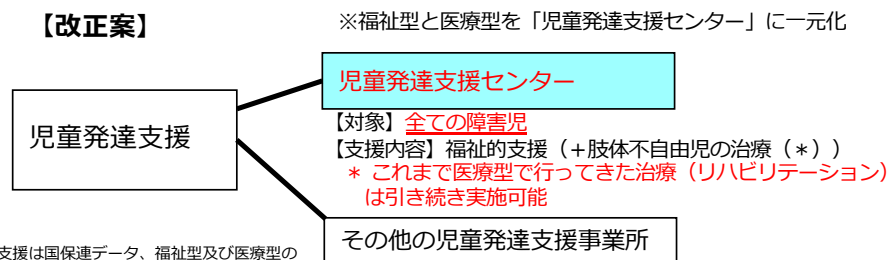
<改正案の内容>

- ① 児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化する。
⇒ これにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につながるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。
 - <「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ>
 - ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）
 - ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
 - ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
- ② 児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化を行う。
⇒ これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。

【現行】



【改正案】



※ か所数は令和2年10月時点。児童発達支援は国保連データ、福祉型及び医療型の児童発達支援センターは社会福祉施設等調査によるか所数。

障害児入所施設からの円滑な移行調整の枠組みの構築（3. ②関係）

<制度の現状>

- 平成24年施行の児童福祉法改正において、当時、障害児入所施設に入所できていた18歳以上の障害者については、改正後は大人として相応しい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとされたが、移行調整が十分進まず、18歳以上の者が障害児入所施設に留まっている状況がある。

<改正案の内容>

- ① 障害児入所施設から成人としての生活への移行調整の責任主体（都道府県及び政令市）を明確化する。

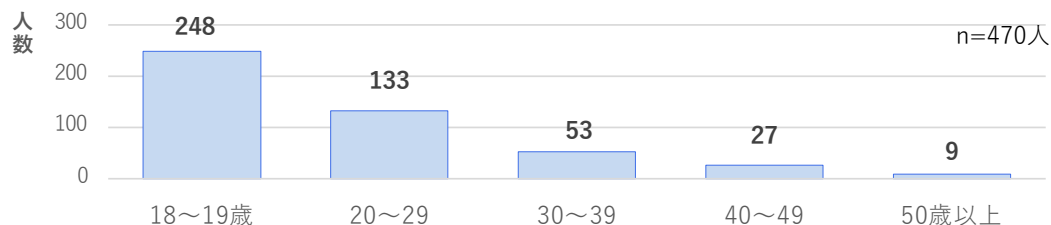
<都道府県・政令市が取り組む内容>

- ① 関係者との協議の場を設ける
- ② 移行調整及び地域資源の整備等に関する総合的な調整を行う 等

- ② 一定年齢以上の入所で移行可能な状態に至っていない場合や、強度行動障害等が18歳近くになって強く顕在化してきたような場合等に十分配慮する必要があることから、22歳満了時（入所の時期として最も遅い18歳直前から起算して5年間の期間）までの入所継続を可能とする。

（注）現行法において入所できる児童の年齢は原則18歳未満。20歳未満まで入所の延長が可能。

【福祉型障害児入所施設に入所中の18歳以上で移行先が決定していない者の現状（年代別）】



出典：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
障害児・発達障害者支援室調べ（令和3年3月31日時点）

- ※1 移行先が決まっているため、令和3年度中に退所予定の者を除く
- ※2 470人（過齢児）のうち、22歳までの者は313人（うち19歳以下の者248人、20歳～22歳の者は65人）、23歳以上の者は157人。

- ※ 18歳以上で移行先が決定していない者については、令和3年12月に都道府県・政令市等に対し、①地域のグループホーム等への移行調整や、②児者転換（障害児入所施設から障害者支援施設への転換）、③児者併設（障害児入所施設を分割した一方を障害者支援施設として併設）等の対応を加速するよう手引きを示し、取組を進めている。

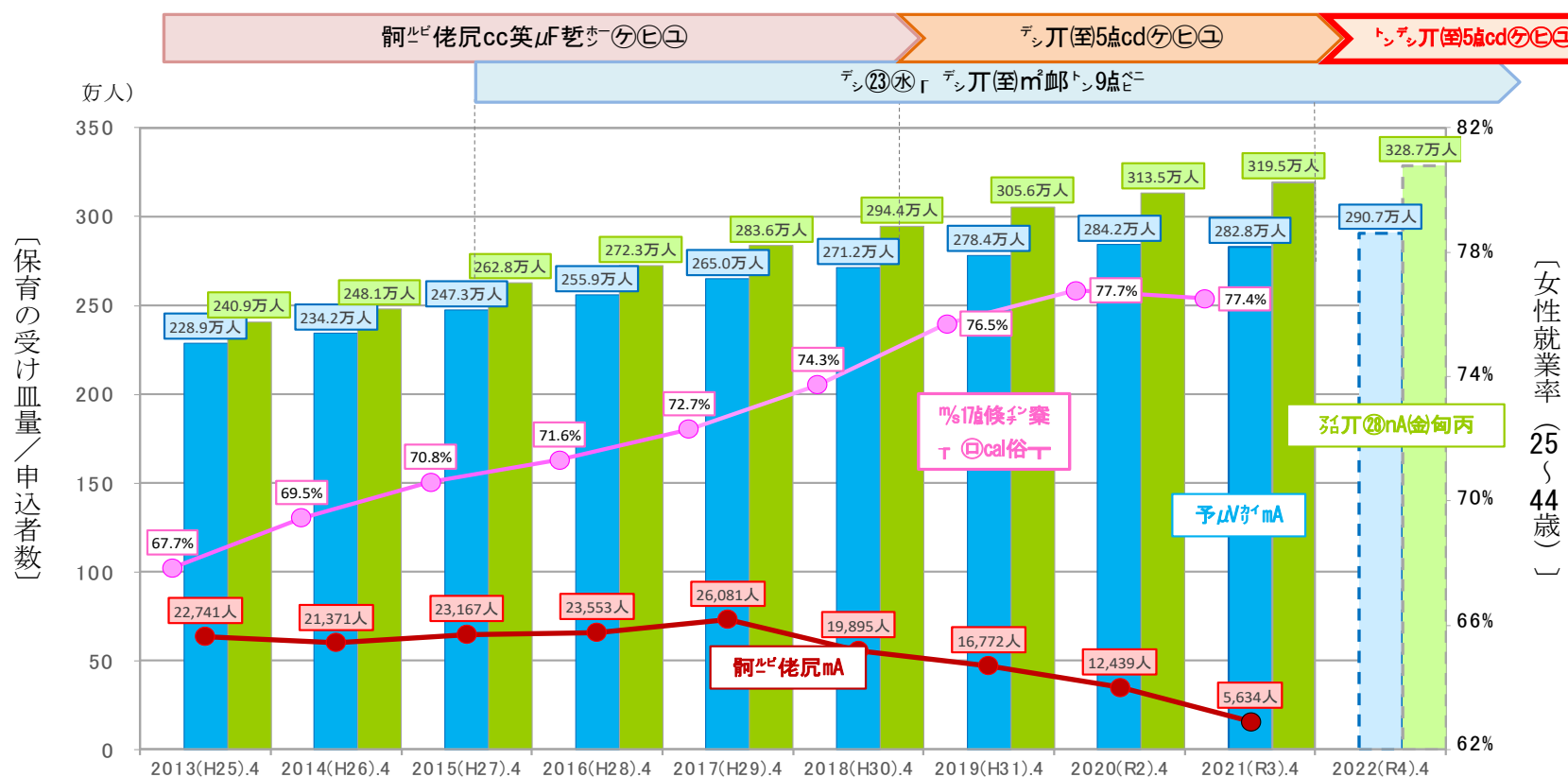
4. 保育所待機児童問題の行方

- ・ 都市部における保育所待機児童
- ・ 人口減少地域等における保育所の在り方

待機児童解消に向けた取組の状況について

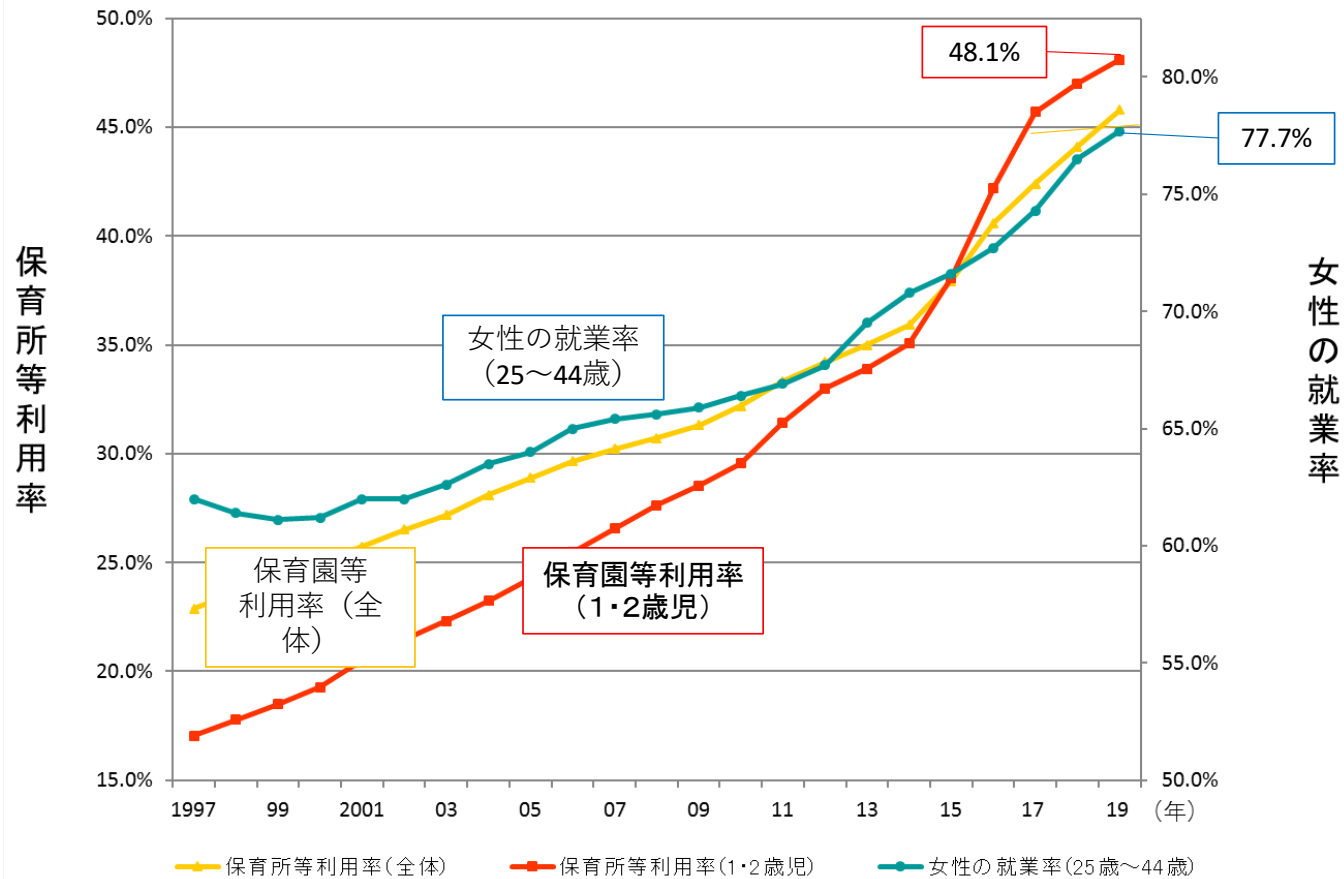
【保育の申込者数、待機児童数の状況】

- 女性就業率（25歳から44歳）は年々上昇し、申込者数も年々増加していたが、**令和2年の女性就業率は減少**（77.4%）に転じており、これに伴い**申込者数が減少**している。2021（令和3）年4月時点の申込者数は約282.8万人で、昨年度と比較して減少（約1.4万人減）。
- 2021（令和3）年4月時点の**待機児童数は、5,634人となり、調査開始以来3年連続で最少**となる調査結果。
- 2017（平成29）年の26,081人から、**4年で20,447人減少し、待機児童数は約5分の1に**。



女性就業率(25~44歳)と保育園等の利用率の推移

○ 女性の就業率(25~44歳)と1・2歳児保育利用率ともに、年々上昇傾向にある。



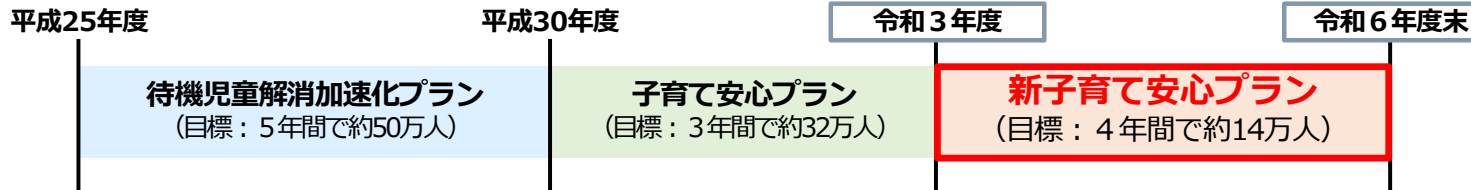
出典：総務省「労働力調査」等を基に厚生労働省保育課で作成

新子育て安心プランの概要

令和2年12月21日(月)
公表資料

○ 令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。

- ・ 第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・ できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応。
(参考) 平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標：82% (第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)



○新子育て安心プランにおける支援のポイント

①地域の特性に応じた支援

○保育ニーズが増加している地域への支援

- (例)
- ・ 新子育て安心プランに参加する自治体への**整備費等の補助率の嵩上げ**

○マッチングの促進が必要な地域への支援

- (例)
- ・ **保育コンシェルジュによる相談支援**の拡充
(待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする)
- ・ **巡回バス等による送迎**に対する支援の拡充
(送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う)

○人口減少地域の保育の在り方の検討

②魅力向上を通じた保育士の確保

(例)

- ・ **保育補助者の活躍促進** (「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃)
- ・ **短時間勤務の保育士の活躍促進**
(待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする)
- ・ **保育士・保育所支援センターの機能強化**
(現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加)

③地域のあらゆる子育て資源の活用

(例)

- ・ **幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育** (施設改修等の補助を新設)
- ・ **や小規模保育** (待機児童が存在する市区町村において利用定員の上限(19人)を弾力化(3人増し→6人増しまで可とする))の**推進**
- ・ **ベビーシッターの利用料助成の非課税化**【令和3年度税制改正で対応】
- ・ **企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充** (1日1枚→1日2枚)
- ・ **育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設**

政策の方向性

- これまでの国の保育政策は待機児童問題への対応が主軸。引き続き「新子育て安心プラン」等による保育需要への対策は実施。
 - 今後の人口減少社会において、良質な保育を提供し続けることが大きな課題。国としても保育政策の大きな柱として位置付ける必要。
 - 同時に、未就園児の養育家庭等への支援を地域の子育て資源が担っていく中で、特に0～2歳児への支援に強みを持つ保育所・保育士の役割を強化。
- 保育を必要とする家庭への保育を確実かつ質を伴う形で提供する体制を前提としつつ、個々の保育所の強み・体制等を踏まえた役割分担の下で、他の子育て支援機関等とも連携・協働した上で、多様な保育・子育て支援ニーズを地域全体で受け止める環境整備を行う。
- これを支える各保育所の体制について、保育士や保育士以外の子育て経験者等で役割分担しながら、他の関係機関と連携・協働していくため、各種事業等での支援や、給付や評価の在り方の見直し、そのための研修体系の構築など、総合的な取組を進めていく。

具体的な取組内容

□ 検討を速やかに開始すべきもの ■ 中長期的な課題

①人口減少地域等における保育所の在り方

- 各市区町村が各保育所等の状況を踏まえた役割分担を整理・明確化し、持続可能な保育提供体制づくりを計画的に行う
- 統廃合や規模の縮小、多機能化等の事例収集と展開
- 人口減少地域で有効活用が期待される制度（公私連携型保育所、社会福祉連携推進法人等）に関する制度周知と多機能化のための改修費支援
- 利用定員区分の適切な設定の周知と細分化等を含む公定価格の見直しの検討 等

②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

- 子育て負担を軽減する目的（LIFE・トリプル目的）での一時預かり事業の利用促進や施設見学・ならし預かり等を経た事前登録制度の構築
- 保育所に通所していない児童を週1～2回程度預かるモデル事業やICT等を活用した急な預かりニーズへの対応
- 保育所と児童発達支援との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするための規制の見直し
- 一時預かり事業を通じた保護者への相談対応などの寄り添い型の支援の実施や、そのための職員研修の検討
- 医療的ケア児、障害児、外国籍の児童等対応に係る研修の検討・推進 等

③保育所・保育士による地域の子育て支援

- 保育所の地域支援を促進するための情報提供の義務化
- 地域の身近な相談先である「かかりつけ相談機関」を保育所が担うためのインセンティブ喚起
- 他機関と連携して効果的に地域支援を行う保育所等の実践例の収集・共有、保護者相談への対応手引きの作成
- 巡回支援事業等で保育経験者の活用による保育所の地域支援力向上
- 人口減少地域に対応した地域支援の在り方の検討（主任保育士専任加算の要件見直し等） 等

④保育士の確保・資質向上等

- 中高生への周知や保育技術の見える化等、保育士の魅力発信
- 各種研修の更なるオンライン化の推進
- 休憩とは別に、物理的に子どもと離れ各種業務を行う時間（ノンコンタクトタイム）の確保と、そのためのスペース確保の改修費支援
- 児童へのわいせつ行為で登録を取り消された者には、再登録の際、厳格な審査を求める等、教員と同等の保育士資格管理の厳格化
- 公的価格評価検討委員会での議論等を踏まえた更なる処遇改善
- へき地医療等も参考にした地域での保育士の定着支援の検討
- 自己評価、第三者評価の実態把握と改善策の検討 等

5. 不妊治療の保険適用（トピックス）

不妊症は決して珍しいことではない

動画

不妊治療の現場から～不妊症は決して珍しいことではありません



国立社会保障・人口問題研究所が行った、出生動向基本調査(2015年)において、「不妊症の検査や治療を受けたことがある」と答えた夫婦は全体の18.2%、子どもの居ない夫婦では28.2%であった。

※この調査の対象となる夫婦とは、妻の年齢が50歳未満の夫婦(回答者は妻)であり、無作為抽出を行った全国900地区に居住する全ての有配偶女性を客体としている。

体外受精・顕微授精の実施数・出生児数について

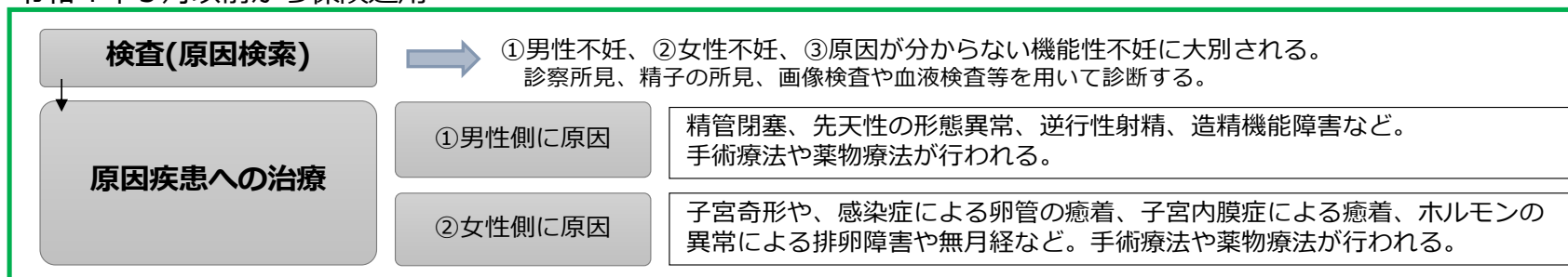
体外受精・顕微授精の実施数(令和元年)

		治療延べ件数 (人)	出生児数(人)	累積出生児数 (人)
新鮮胚 (卵) を用いた治療		242,898	6,410	259,817
	体外受精を用いた治療	88,074	2,977	139,570
	顕微授精を用いた治療	154,824	3,433	120,247
凍結胚 (卵) を用いた治療		215,203	54,188	451,114
合 計		458,101	60,598	710,931

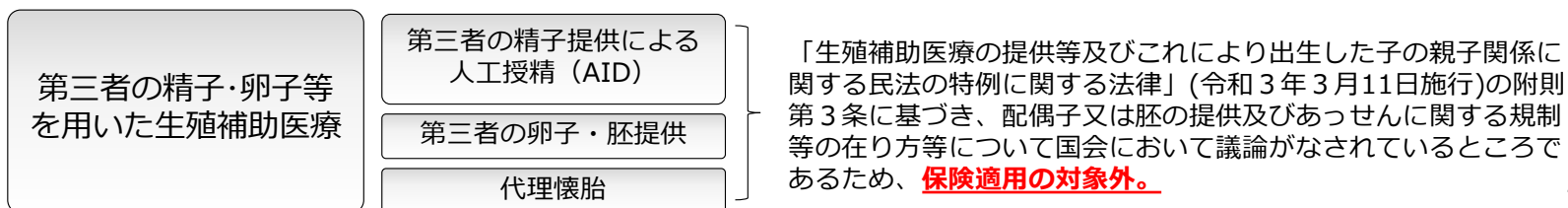
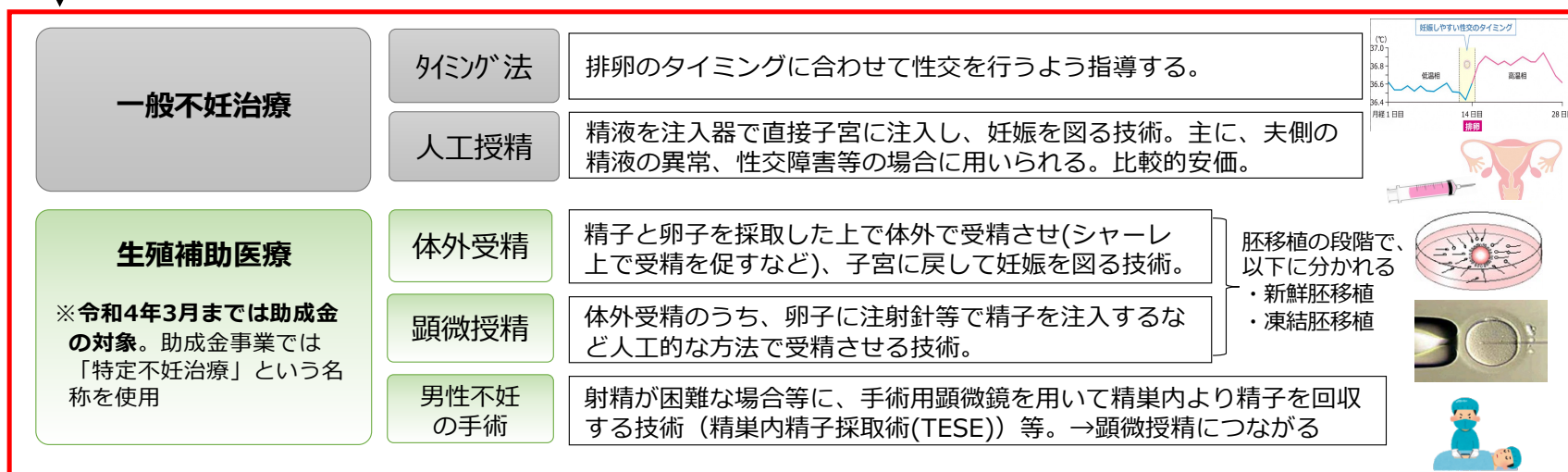
資料)日本産科婦人科学会が集計した令和元年実績(登録・小委員会報告)

不妊治療の全体像

令和4年3月以前から保険適用



原因不明の不妊や治療が奏功しないもの【令和4年4月から新たに保険適用】 ※令和4年3月までは保険適用外



不妊症・不育症への相談支援等

不育症相談体制の強化

①不妊専門相談センター事業

- 不妊症や不育症について悩む夫婦等を対象に、夫婦等の健康状況に的確に応じた相談指導や、治療と仕事の両立に関する相談対応、治療に関する情報提供等を行う。

- ・ 補助率：国1/2
都道府県等1/2

※令和4年度より
「性と健康の相談センター事業」
の一部として実施されます。



相談支援等の実施

②不妊症・不育症支援ネットワーク事業

- 不妊専門相談センターと自治体(担当部局、児童相談所等)及び医療関係団体、当事者団体等で構成される協議会を設置し、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、不妊症・不育症に悩む方へ寄り添った支援を行うピアサポート活動や、不妊専門相談センターを拠点としたカウンセラーの配置等を推進し、不妊症・不育症患者への支援の充実を図る。

- ・ 補助率：国1/2、
都道府県等1/2



関係機関間の協議会

③不妊症・不育症ピアサポーター育成研修等事業

- 不妊治療や流産の経験者を対象としたピアサポーターの育成研修や、医療従事者に対する研修を、国において実施する。

<研修内容>

- ①不妊症・不育症に関する治療
- ②不妊症・不育症に悩む方との接し方
- ③仕事と治療の両立
- ④特別養子縁組や里親制度 など



研修会の実施

④不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業

- 不妊症・不育症に対する社会の理解を深めることや、治療を受けやすい環境整備に係る社会機運の醸成のため、国において普及啓発事業を実施する。

<実施内容の例>

- ①全国フォーラムの開催
- ②不妊症・不育症等に関する広報の実施
- ③不妊治療を続け、子どもを持ちたいと願う家庭の選択肢としての里親制度等の普及啓発など



全国フォーラムの開催等

正しい情報の周知・広報

6. その他

- こども基本法案（議員立法）
- 保育士等の処遇改善
- こどもの貧困対策
- 日本版DBS(Disclosure and Barring Service)
- ヤングケアラーの支援
- 子育て支援対策の財源確保